



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<https://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.170
5月号

第 86 回理事会を開催しました

4月17日(金)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザ会議室において第86回理事会が開催され、理事・監事20名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 第 15 回定時社員総会の議案書
定時社員総会に上程予定の諸議案及び議案書等について、付議することが決定されました。
2. 第 15 回定時社員総会の開催及び役割分担
5月21日(木)15時から、宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催することとし、併せて役割分担やタイムスケジュール等も決定されました。
3. 新規加入会員の承認
賛助会員1社(株式会社御池鐵工所)の入会が承認されました。

○株式会社御池鐵工所 代表取締役 小林 秀匡

所在地：広島県福山市神辺町川南 396-2 TEL 084-963-5500 FAX 084-963-5508
事業所：埼玉県川口市芝西 2-4-19 TEL 048-261-1166 FAX 048-261-7115

【業種】

製造業 (RPF 製造プラント、破砕機、選別機等)

4. 公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会建設廃棄物部会部会員等の推薦
当協会の建設廃棄物部会長である五月女理事を部会員とし、加藤副会長及び熊本理事を実務担当者とする事としました。

【報告事項】

1. 令和8年度栃木県及び宇都宮市の産業廃棄物担当者職員
令和8年度の栃木県及び宇都宮市の産業廃棄物担当職員について報告がありました。
2. 会員の異動
役職名に変更のあった会員について説明があり、4月6日現在の正会員は201社、賛助会員は22社である旨の報告がありました。
3. 今後の日程
主な今後の行事予定について報告がありました。
4. 当協会青年部 活動報告
直近の活動内容及び今後の予定等について報告がありました。

公益社団法人栃木県産業資源循環協会第15回定時社員総会

日時 令和8年5月21日(木)15時～(受付14時～)
会場 宇都宮東武ホテルグランデ 松柏 宇都宮市本町5-12 TEL028-627-0111
議事 第1号議案 令和7年度事業実施報告
第2号議案 令和7年度決算承認
第3号議案 任期満了に伴う役員改選
第4号議案 役員の報酬等及び費用に関する規程の一部改定
報告事項1 令和8年度事業実施計画
報告事項2 令和8年度収支予算

【青年部】 役員会及び全体会を開催しました

当協会青年部は、4月24日（金）、宇都宮市の栃木県立美術館普及分館会議室において役員会及び全体会を開催し、各議題について協議しました。

- 役員会（参加者8名）
全体会で審議する令和8年度事業実施計画等について協議しました。
- 全体会（参加者15名）
今年度に実施予定の協会、関東ブロック及び全国協議会の各事業について審議しました。
 - * 決議・協議事項
 - ①今後の事業活動（協会、関東ブロック、全国協議会）
 - ②任期満了に伴う役員改選
 - ③(公社)栃木県産業資源循環協会第15回定時社員総会の開催及び役割担当
 - * 報告事項
 - ①令和8年度栃木県及び宇都宮市の産業廃棄物担当者職員

－青年部に入会しませんか－

青年部は、公益社団法人栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会事業への参加・協力をはじめ、全国産業資源循環連合会青年部協議会等が実施する各種事業への参加を通じ、部員の人材育成に積極的に取り組んでおります。令和8年5月1日現在、28名の部員が在籍しておりますが、より多くの皆様にご入会いただき、部員相互の資質向上及び連携強化を図ることで、貴社の更なる発展の一助になるものと考えております。多くの皆様のご入会をお待ちしております。TEL028-612-8016

令和8年度許可等講習会について

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する令和8年度の許可等講習会は、オンライン形式及び対面形式により開催され、**栃木会場は全てオンライン形式**で実施されます。オンライン形式は、事前に会社や自宅等で講義動画を視聴し、その後、会場で修了試験を受験する2段階方式の講習会です。

受講を希望される方は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターホームページからお申し込みください。なお、受付は先着順となっております。

○日本産業廃棄物処理振興センター ホームページ <https://www.jwnet.or.jp>

□栃木会場（修了試験） コンセーレ 大ホール、宇都宮市駒生 1-1-6 TEL028-624-1417

【新規】*産業廃棄物の収集・運搬課程

令和8年7月14日（火）10：00～、令和8年7月15日（水）13：30～
令和9年1月28日（木）10：00～

*産業廃棄物の処分課程

令和8年9月30日（水）10：00～

【更新】*産業廃棄物の収集・運搬課程

令和8年7月14日（火）13：30～、令和8年7月15日（水）10：00～、
令和8年9月30日（水）13：30～、令和9年1月28日（木）13：30～、
令和9年1月29日（金）13：30～

*産業廃棄物の処分課程

令和8年9月30日（水）10：00～

【特別管理産業廃棄物管理責任者】

令和8年7月14日（火）15：40～、令和8年9月30日（水）15：40～
令和9年1月28日（木）15：40～、令和9年1月29日（金）10：00～

令和8年度

産業廃棄物処理実務者研修会

前期開催日程

いつでも・どこでも
職場や自宅、
好きな時間に
自分の
ペースで!



	開催日	申込
第1期	5月3日～28日	4月1日～21日
第2期	6月3日～28日	5月1日～21日
第3期	7月3日～28日	6月1日～22日
第4期	8月3日～28日	7月1日～21日

カリキュラム
(全4講座)

① 産業廃棄物処理の基礎 (第1章～第8章)	第1章 循環型社会推進の法体系および廃棄物処理法の構成 第2章 廃棄物処理法の目的と産業廃棄物の種類 第3章 排出事業者の責務 第4章 産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準 第5章 特別管理産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準 第6章 産業廃棄物処理業 第7章 産業廃棄物処理施設 第8章 行政処分
② 産業廃棄物の委託処理と委託契約	産業廃棄物の委託処理と委託契約
③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)	産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※マニフェストの記入方法
④ 帳簿	帳簿

1 研修会の目的

産業廃棄物を取り扱う方々(排出事業者含む)の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認。

2 受講料 1名につき 8,250円

税込、通信料は利用者負担

※産業廃棄物処理の基礎知識をわかりやすく解説した『産業廃棄物処理実務者研修会テキスト』も別途販売しています。



3 申込方法

専用のポータルサイトより受付

全産連 研修会

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索

各章の構成

個人学習に最適な「復習(補習)」や「確認テスト」がメインの研修会です!

※各章ごとに、STEP1～STEP3 で構成

STEP1 講義視聴

ナレーション付きスライドショー



要点がわかりやすい!

STEP2 復習(補習)

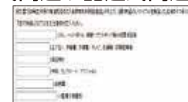
クリックではがれる付箋機能を搭載



重要語句の暗記に最適!

STEP3 確認テスト

選択式問題や記述式問題を用意



理解度の把握に最適!

次の章へ



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

お問い合わせ先

公益社団法人全国産業資源循環連合会 事業部 実務者研修会担当
[E-mail] ability-as@zensanpairen.or.jp

【営業時間】月～金 9:00～17:00 【休休日】土日・祝日

2026.03

BUNさんと

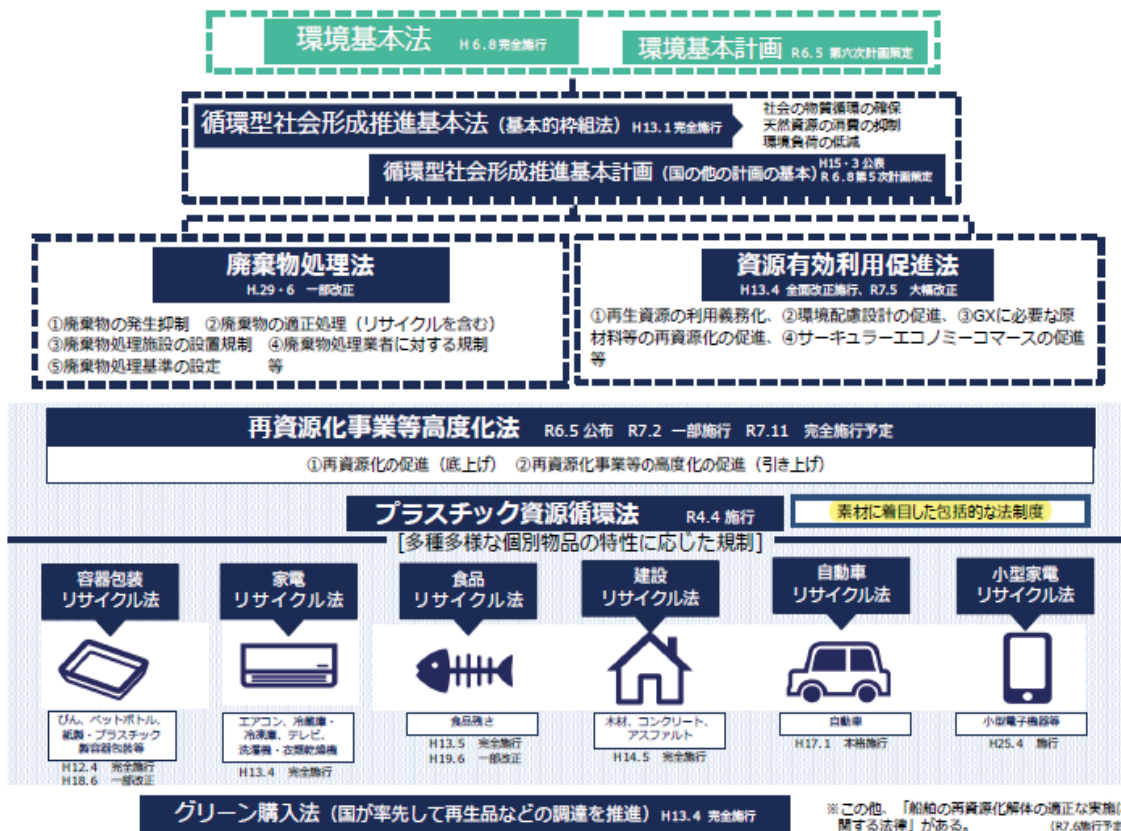
各種リサイクル法

に挑戦しよう



さてさて、今回からスタートします「各種リサイクル法問題」。
 前回まで、数年間に亘り廃棄物処理法問題を掲載してきましたが、ネタも尽きてきましたので(と、言うことはバックナンバーを解いていただければ、廃棄物処理法の大抵のことは理解しているってことですよ。是非、挑戦してね。)、範囲を「各種リサイクル法」まで拡大することにしました。
 現在、「廃棄物処理」という視点で見ると、次のような系統になるようです。(環境省作成資料から拝借)

(参考) 循環型社会を形成するための法体系



平成生まれのリサイクル法は、容器、家電、食品、建設、自動車、小型家電の6つ。単なる「リサイクル法」の枠は超えています。令和に誕生したのがプラスチック資源循環法、再資源高度化法、資源有効利用促進法の3つです。

このシリーズでは、この9つの法令を対象に進めていきたいと思えます。

なお、これらの法律はどれも正式名称は長いので、一般的に使用されています略称を使いますし、条文規定も厳密さは多少犠牲にしますのでご承知おきのほど。

では、さっそく、小手調べから。

～各種リサイクル法問題～

Q 1 家電リサイクル法の対象になっている家電に○、なっていない家電に×を付けて下さい。

1. テレビ
2. 冷蔵庫
3. パソコン
4. 洗濯機
5. エアコン

【解説】

「家電リサイクル法」は、正式には特定家庭用機器再商品化法といい、平成 13 年から施行されている法律です。

使用済み家電製品について、消費者、小売業者、製造業者等の役割分担を明確にし、廃棄物の減量化やリサイクルを促進することを目的としています。

拡大生産者責任を理念として、サプライチェーンの逆ルート、すなわち、小売業者による回収及び製造業者等による再商品化などの回収・リサイクルシステムが規定されています。

対象となる家電製品は、①エアコン、②ブラウン管テレビ及び液晶テレビ・プラズマテレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機です。

パソコンは家電リサイクル法の対象ではありません。

正解 1 ○、2 ○、3 ×、4 ○、5 ○

一般的には家電リサイクル法の対象は①エアコン、②テレビ、③冷蔵庫、④洗濯機の 4 品目と呼んでいますが、幾たびか改正があり、これに類似する冷凍庫や衣類乾燥機も対象になってきています。では、次の Q です。

Q 2 家電リサイクル法の規定として正しいものに○、間違っているものには×を付けて下さい。

1. 対象になるのは家庭生活で使用され廃棄されるものに限定されている。
2. 法律には「家庭用機器」という名称が付いているが、家庭用として製造された対象 4 品目であれば、事業用として使用・廃棄される廃家電もこの法律の対象になる。
3. 業務用として製造された製品であれば、それを家庭生活で使用・廃棄しても対象にならない。
4. 家電リサイクル法の対象廃家電は、廃棄物処理法の分類上では、家庭から排出されるものは一般廃棄物、事業所から排出されるものは産業廃棄物である。
5. 産業廃棄物として排出される際に受け手側の業者は、許可品目としては「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず」が必要とされる場合が多い。

【解説】

選択肢 2～5 については、そのとおりです。家電リサイクル法と聞くと「家庭生活から排出された物」と思いがちですが、そうでは無く、あくまでも「家庭用として製造された」家電 4 品目（Q 1 参照）です。したがって、それが事業用として使用・廃棄された場合は、この法律の対象になります。たとえば、ラーメン屋さんで客用にテレビを使用していて、それを廃棄する場合などがこれにあたります。

一方、業務用として製造された製品なら、家庭生活から排出された場合でも対象にはなりません。たとえば、当初、食堂で利用されていた業務用冷蔵庫を中古製品として、家庭で購入し使用後に

～各種リサイクル法問題～

破棄する場合などがこのケースです。

家電リサイクル法の対象廃家電は、一般廃棄物もありますし、産業廃棄物もあります。

産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に委託する場合（後述のコメント参照）は、構成（使用している）部材で判断しますので、たいていの場合、「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず」の3品目が必要とされます。

正解 1 ×、2 ○、3 ○、4 ○、5 ○

事業所から排出されて、家電販売店の関与無しで、直接集積所に運搬する場合などは、通常の産業廃棄物の委託と同様に委託契約書やマニフェストが必要ですし、受託する側も通常の産業廃棄物収集運搬業の許可が必要になります。

その産業廃棄物処理業の許可品目が、構成部材で判断しますので、たいていの場合、「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず」の3品目が必要となります。

では、今月の宿題も家電リサイクル法から。

宿題Q、家電リサイクル法の規定として正しいものに○、間違っているものには×を付けて下さい。

1. 家電販売店は、家電リサイクル法の対象である廃家電については、一般廃棄物、産業廃棄物ともに収集運搬業の許可がなくとも、運搬を行うことができる。
2. 廃扇風機や廃照明器具は家電リサイクル法の対象外であるが、家電販売店は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに収集運搬業の許可がなくとも、運搬を行うことができる。
3. 家電販売店から委託を受けた人物は、家電リサイクル法の対象である廃家電については、一般廃棄物、産業廃棄物ともに収集運搬業の許可がなくとも、運搬を行うことができる。
4. 家電販売店から委託を受けた人物が産業廃棄物の収集運搬業の許可を持っている場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可がなくとも、家電リサイクル法の対象である一般廃棄物(廃家電)の運搬を行うことができる。
5. 家電販売店から委託を受けた人物が一般廃棄物の収集運搬業の許可を持っている場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可がなくとも、家電リサイクル法の対象である産業廃棄物(廃家電)の運搬を行うことができる。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○自家用ダンプカーに関する資材・骨材関連事業、建設事業 Q&A

国土交通省は、白トラック規制強化に伴い、資材・骨材の運搬及び建設現場での廃棄物排出、残土の搬出などに関して、Q&Aを公開しています。

自社製品の運搬には従来から白トラックが利用されています。また、建設現場では、廃棄物の排出、資材の搬入、残土の搬出など、多様な運搬行為が発生します。どのような場合に白トラック（自家用）で対応できるか、国交省は下記のとおり見解を示しました。少し気になるのは、一部の記載で「有償性がない場合は」という限定を加えていることです。仕事を受注し、その仕事に密接不可分な運搬なので白トラックでよいとしているにもかかわらず、対価を受領してはならないというのは変です。発注者は、発注した業務に応じた対価を支払うのは、当然ではないでしょうか。

<https://www.mlit.go.jp/iidosha/content/001992319.pdf>

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsuevo/const/content/001992919.pdf

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001993363.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年4月20日掲載)

○JW 鼎談第14回 大迫政浩氏

日本産業廃棄物処理振興センター（JW）の機関紙に連載されている鼎談。今回は国立環境研究所フェローの大迫政浩氏をお迎えしました。

国立環境研究所は、環境省の所管する独立行政法人の一つで、唯一の研究機関です。大迫氏は国立環境研究所の資源循環領域の領域長を13年務め、資源循環分野と災害環境分野の両方の研究をされていました。東日本大震災によって生じた災害廃棄物や放射能汚染廃棄物の処理など、難しい局面に対応する現場の苦労。また循環型社会形成における、広域資源循環の必要性と現在の都道府県・市町村を単位とした処理体制の問題。多様な観点から、今後のあり方を語っていただきました。

https://www.jwnet.or.jp/info/kikansi/assets/files/kikansi_202507_p28_37.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年4月20日掲載)

○土壌汚染対策法改正の動向

2026年1月28日に開催された環境省・土壌制度小委員会（第7回）において、来年度の法改正に向けた中間とりまとめ案が公表されました。

土壌汚染対策法が制定されてから20年以上が経過しました。その間、自然由来の汚染、臨海部埋立地の汚染について、特例措置などが導入され、複雑な姿になっています。健康被害の防止と土地利用の促進という両輪をどのように実現するかが課題です。今回の中間とりまとめ案では、脱炭素社会の実現や産業競争力の強化等に向けた産業構造の転換が加速するなかで、合理的で的確な土壌汚染対策の推進が必要とされています。

https://www.env.go.jp/council/content/49wat-do_i04/000372597.pdf

https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/page_00057.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年4月13日掲載)

○JW 産廃鼎談第13回 西尾哲志茂氏

上智大学北村教授と私がゲストをお招きして、廃棄物処理法に関する四方山話を伺う企画、今回は西尾哲茂さんでした。

西尾さんは、1972年環境庁設立の第一期生として入庁され、環境省事務次官を最後に2009年に退職されています。廃棄物対策における当時の厚生省と環境庁の関係、資源有効利用における当時の通産省と厚生省の関係など、今の制度に至るまでの、紆余曲折を語っていただきました。今後のサーキュラーエコノミー、カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブの展開に、どう向き合っていくか。長年の経験から貴重なお話を伺うことが出来ました。

https://www.jwnet.or.jp/info/kikansi/assets/files/kikansi_202504_p17_27.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年4月6日掲載)

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



ベルトコンベヤーの非常停止装置

2025年8月、益子焼協同組合の工場で作業員がベルトコンベヤーに腕を巻き込まれる労働災害が起き、組合と工場長が下記のように送検されました。

労働基準関係法令違反に係る公表事案

栃木労働局

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
益子焼協同組合	栃木県芳賀郡益子町	R7.8.4	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の78	コンベヤーに非常停止装置を備えなかったもの	R7.8.4送検

ベルトコンベヤーの非常停止装置は、法令で下記のように定められています。

○労働安全衛生規則

第151条の78（非常停止装置）

事業者は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置（第151条の82において「非常停止装置」という。）を備えなければならない。

（参考・コンベヤーに手を「はさまれ・巻き込まれ」）



～ワンポイント安全衛生～

産業廃棄物処理業では、ベルコンが稼働している近くで、ひとりで清掃作業等を行う場合があるので、下の「ベルコン」と「非常停止ボタン」の配置では、挟まれた作業者が非常ボタンを押せません。

(参考・非常ボタン)



下の事例のような『ワイヤーを引くと、非常停止装置が作動する』方式が有効です。



なお、非常停止装置の機能について、その日の作業を開始する前に、点検を行わなければなりません。点検表によりチェックして、記録に残してください。

○労働安全衛生規則

第 151 条の 82 (点検)

事業者は、コンベヤを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 原動機及びプーリーの機能
- 二 逸走等防止装置の機能
- 三 **非常停止装置の機能**
- 四 原動機、回転軸、歯車、プーリー等の覆い、囲い等の異常の有無

機 査		ベルトコンベア始業前点検表																
新体文字ニ法定点検項目																		
点 検 項 目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
1 原動機及びプーリー、チェーン等																		
2 回転防止装置の機能																		
3 非常停止装置の機能																		
4 原動機アース等の回転部分の囲い																		
5 ヲブローラー等の摩耗損傷																		
6 自動調心ローラーの作動																		
7 本体及び駆動装置の損傷																		
8 デンシムのウェイトの状態																		
9 ベルトの摩耗損傷																		

[参考] 「労働基準関係法令違反に係る公表事案 08.04.01 現在」(栃木労働局)

「初歩の労災防止マニュアル第 4 版」(神奈川県産業資源循環協会)

CSP 労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の剋真建設株式会社 を訪問しました。

1 会社概要

会社名：剋真建設株式会社 代表取締役 小林 克男

本 店：栃木県真岡市田町 1515-4

TEL 0285-82-9311 FAX 0285-82-9313

Email kokushinkensetu@kuc.biglobe.ne.jp

URL <http://kokushin-kensetu.com>

創 業：昭和 50 年 11 月 25 日 従業員 42 人

「お陰さまで、
設立 50 周年」



HPはこちらから→

2 許可の取得状況

○産業廃棄物収集運搬業

栃木県 00900195985

○建設業

栃木県知事 許可（ 特 般 -3）第 8884 号

○IS09001：2015 登録番号：GIJP-1476-QC

○IS014001：2015 登録番号：GIJP-1476-EC

○災害時の基礎的事業継続力 認定番号：Ktr22_002

3 事業概要

（特定）土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、水道施設工事、とび・土工工事、解体工事

（一般）大工工事、石工事、屋根工事、管工事、板金工事、タイル・レンガ・ブロック工事、
綱構造物工事、造園工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事

4 会社からひと言

当社は、昭和 50 年 11 月の設立以来、公共工事や大型案件を中心とした幅広い分野の土木工事及び建築工事に取り組んでまいりました。社名である「剋真」には「真岡に歴史と名前を刻む」という想いが込められており、安心・安全で豊かな社会と未来に貢献することを理念に掲げています。設立から黒字・無借金経営を継続するなど、盤石な基盤を誇る当社。これまで、ただ一度も取引先への支払いが遅れたことは無く、多方面から厚い信頼を獲得しています。

これからも、社会基盤の発展を支える企業としての責務を自覚し、事業に邁進していく所存です。今後とも皆様方の益々の御愛顧、御支援を賜ります様お願い申し上げます。



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～相談事例～

こんな時、どうするの？ もっぱら物

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(質問者)

先日、ガラス瓶は専ら物としても扱われており、再利用される場合は処分業の許可は不要になり、マニフェストの交付も必要ありませんと教えてもらいましたが、この他にも許可が不要になるもっぱら物がありますか、また、専ら物が決められた経緯を教えてください。

(協会)

まず、もっぱら物は、一般廃棄物については、廃棄物処理法（廃掃法）第7条 第1項 ただし書に「ただし、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。」と記載され、産業廃棄物についても、一般廃棄物と同様に、廃掃法第14条第1項に定められております。

しかしながら、廃掃法では専ら物（もっぱらぶつ）は具体的に明記されておらず、具体的には、1971年（昭和46年）、厚生省（当時）の通知（環整43号・環産21号）により、「産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」と記載されております。

当時の事情を踏まえ、専ら（もっぱら）再生利用されることが社会的に確立されていたため、許可不要の対象となりました。昔からリサイクル資源として価値があり、業として成り立っていたものは、廃棄物としての厳しい規制（許可制など）から外して、流通を停滞させないようにしよう配慮から生まれた仕組みのようです。

もっぱら物の場合、許可は不要ですが、廃棄物としての性質を失うわけではありませんので、注意が必要です。マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付は不要ですが、委託契約書は必要になります。また、廃棄物には変わりありませんので、処理基準の遵守が求められ、収集運搬・処分基準は適用され、飛散・流出の防止、悪臭・騒音の防止が求められますので、取り扱いには十分注意してください。

また、通知に記載してある古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を受け、紙くず、金属くず、ガラスくず、繊維くずの4品目が「専ら物」として扱われているようですが、通知を限定的に運用すると、アルミサッシや板ガラスは専ら物として取り扱って良いのか悩ましいところがあります。再利用され滞りなく流通しているかがポイントの一つになりますが、取り扱いの際には、県や宇都宮市に確認してください。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び再生利用等の事業を通じて、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の効率的な活用を図り、県民福祉の向上に寄与することを目的とする公益法人です。

協会では、日頃から会員増強に努めておりますが、令和8年5月1日現在の会員数は、正会員201社、賛助会員22社となっており、他都道府県協会と比較すると少ない状況にあります。会員の拡充は、組織の社会的発言力を高め、業界のさらなる発展につながる重要な基盤となります。

会員の皆様におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、取引先の排出事業者の方には賛助会員としてご入会いただけますよう、ご勧誘にご協力をお願いいたします。

なお、入会に関するお問い合わせは、協会事務局までお願いいたします。TEL028-612-8016

栃木県から各種報告書提出のお知らせ



6月は各種報告の提出月です。期限内の報告に御協力ください。

1 産業廃棄物処分業実績報告

対象者 本県の許可を有する全ての産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
※昨年度の報告から様式が変更となりました。なお、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業者からの報告は不要となりました。

報告内容 令和7（2025）年度における産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績

提出期限 令和8（2026）年6月30日（火）

※提出・問い合わせ 資源循環推進課 企画推進担当 TEL 028-623-3228 迄

2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書

対象者 令和7（2025）年度に（二次マニフェストを含む）産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した全ての排出者

報告内容 産業廃棄物管理票の交付等の状況

提出期限 令和8（2026）年6月30日（火）

3 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び処理計画実施状況報告書

① 産業廃棄物処理計画書

対象者 令和7（2025）年度の産業廃棄物の排出量が1,000 t（特別管理産業廃棄物は50 t）以上の排出者

報告内容 令和8（2026）年度における産業廃棄物の処理計画

② 処理計画実施状況報告書対象者

対象者 令和7（2025）年度の産業廃棄物処理計画書を提出した多量排出事業者

報告内容 令和7（2025）年度の産業廃棄物処理計画の実施状況

提出期限 ①②ともに令和8（2026）年6月30日（火）

※2、3の提出・問い合わせ先は以下の通りです。

提出先及び問い合わせ先一覧

	提出先(取扱窓口)	住所及び電話番号	管轄市町
1	県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 Tel. 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
2	県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 Tel. 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、上三川町
3	県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0041 大田原市本町 2-2828-4 Tel. 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
4	県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町 607 Tel. 0283-23-4445	足利市、佐野市
5	小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 Tel. 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、壬生町、野木町
6	資源循環推進課 廃棄物対策担当	〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 Tel. 028-623-3098	宇都宮市、栃木県以外

※ インターネットからも報告ができます。（報告1、3は、原則電子申請。）

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する
特別措置法に基づく保管及び処分状況等の届出について

PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法において、PCB廃棄物を保管する事業者は、法令で定める処分期間内にその処分を委託しなければならないとされており、それに伴って、PCB廃棄物を保管する事業者は毎年度、前年度における保管及び処分の状況を届け出ることが義務付けられています。

届出対象者の方は、下記に記載した各区域を管轄する環境森林（管理）事務所宛てに届出書を提出してください。

1 提出書類

(1) PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書【様式第一号（一）】

- ※ 様式のひな形は県ホームページに掲載しています。
- ・ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-hp.html>

(2) 添付書類

- ア 保管しているPCB廃棄物や使用しているPCB製品の写真（A4用紙に貼付）
 - ※ 過去に提出済みで保管場所等に変更がない場合は、不要（「参考事項」欄に「写真提出済」と記載）。
- イ PCB廃棄物を保管している場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者であることを証する書類の写し
 - ※ 責任者に関する講習を受講されている方は、修了証の写しを添付してください。
 - これから講習を受講する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者の職及び氏名欄に「受講予定」と記載してください。
- ウ PCB廃棄物を処分した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票（又はD票）の写し

2 提出期限：令和8（2026）年6月30日（火）

3 提出先・提出部数

- 提出先：「5 提出、問合せ先」に記載した各区域を管轄する環境森林（管理）事務所
- 提出部数：2部
- 提出方法：原則郵送
- ※ 電子申請も可能です（県ホームページの「栃木県電子申請システム」から利用できます。）。
 - ・ https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9824

4 その他留意事項

- 記載にあたっては、下記の留意事項を御参照ください。
- PCBを含有した電気工作物を使用している場合は、電気事業法に基づき、関東東北産業保安監督部へ届け出てください。[関東東北産業保安監督部電力安全課（048-600-0386）]
 - 令和7（2025）年度提出分から低濃度PCB廃棄物に係る届出記載要領が変更されていますので、内容を確認の上作成をお願いします。
 - **既に処分期限が到来している高濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサー：令和4年3月末まで、安定器等：令和5年3月末まで）の保管が明らかになった場合、大至急、下記まで連絡してください。**

5 提出、問合せ先

	名称	住所・電話番号	管轄区域
問合せ先 届出の提出先	県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9 Tel 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
	県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1 Tel 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、上三川町
	県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0041 大田原市本町2-2828-4 Tel 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 Tel 0283-23-4445	足利市、佐野市
	小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 Tel 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、野木町、壬生町
	資源循環推進課 廃棄物対策担当	〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 Tel 028-623-3098	

PCB廃棄物の処分について

PCB廃棄物はPCB特別措置法で定められている期間内に
処分することが義務付けられています。

PCB廃棄物の処分期間

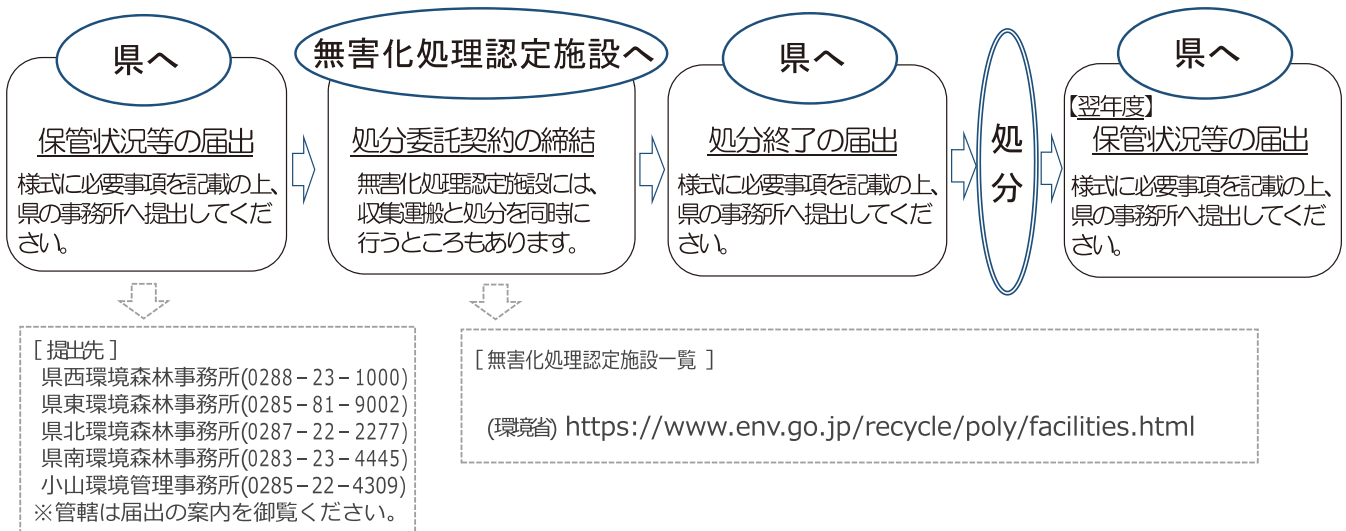
- 低濃度 PCB 廃棄物：令和9（2027）年3月31日まで
- 高濃度 PCB 廃棄物
 - ・変圧器・コンデンサー：令和4（2022）年3月31日/処分期限到来
 - ・安定器・汚染物等：令和5（2023）年3月31日/処分期限到来

※期間内に処分を行わない場合、行政処分や罰則の対象となります。

※JESCOによる高濃度PCB廃棄物の処分は終了しました。万が一、当該廃棄物が発見された場合は、大至急、問合せ先まで連絡してください。

低濃度PCB廃棄物の処分完了までの流れ

低濃度PCB廃棄物の処分は、全国の無害化処理認定施設等で行います。



PCB廃棄物の処分に対する支援制度があります。

- 低濃度ポリ塩化ビフェニル助成金
(令和7（2025）年4月1日より申請開始)
低濃度PCB廃棄物の分析及び処分費用のうち、中小企業及び個人は50%が補助されます。

((公財) 産業廃棄物処理事業振興財団)
<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin/>

- PCB廃棄物の処分に係る融資制度
日本政策金融公庫では、低濃度PCB廃棄物を含むPCB廃棄物の処分に必要な運転資金の融資を行っています。

(日本政策金融公庫)https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

PCB廃棄物の確認方法を公開しています。

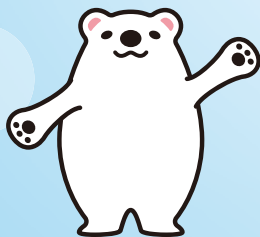
環境省がホームページで確認方法を公開しています。
なお、県ホームページでも御案内しています。

(環境省) <https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/>
(栃木県) <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-hp.html>

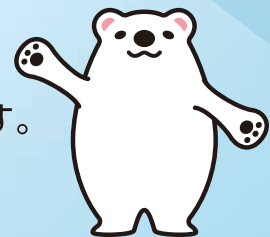
中小企業(個人事業主を含む)の 低濃度PCB廃棄物の 適正処理を支援します

申請受付中 (令和9年3月31日まで)

低濃度PCBに汚染された廃棄物は**令和9年3月31日まで**に保管事業者で適正に**処理**されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国(環境省)は中小企業(個人事業主を含む。)に対する助成金を創設しました。



分析費・処理費に対し、
補助率2分の1の額が助成されます。



詳細は裏面へ!

【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
低濃度 PCB 助成金コールセンター

TEL : 0120-427442

受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時 (祝日年末年始を除く。)

mail:joseikin@sanpainet.or.jp

URL:<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>

助成金申請について

申請書類は産業廃棄物処理事業振興財団のHPからダウンロードできます。HPの提出書類のページまたは「助成金交付申請の手引き」でご確認ください。

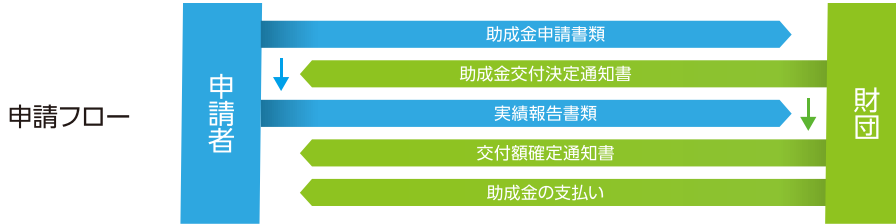
ご注意!

PCBの分析及び処理の実施は、交付決定通知書を受領した後に実施してください。
交付決定通知書の発行よりも前に分析や処理を実施した場合、助成金の交付はできません。

申請の際は、必ず『助成金交付申請の手引き』をご参照ください！ URL:<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>

申請書受付期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日（ただし、予算の範囲を超えた日をもって申請書の受付を停止します。）



助成対象者

1. 中小企業者^{※1}

・会社（株式・有限・合資・合名・合同）

- 1)表1において主たる業種毎に定められるA又はBの基準を満たす会社（ただし、1又は2者以上の大企業者（中小企業者以外の会社）または自治体が保有する株式又は出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社（みなし大企業者）は、大企業者として取り扱い、対象外となります。）
- 2)みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係^{※2}がないこと
- 3)貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係^{※2}がないこと

- ・ 1 清算中又は特別清算中の法人に該当する、会社、中小企業団体等、法人も軽減制度の対象となります。清算中等の確認は登記簿謄本を用いて行います。
- ・ 2 完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接または間接に保有する関係をいいます。

・個人事業主 下記の表において業種ごとに定められる従業員数(B)の要件を満たす個人事業主

表1

主たる業種 ^{※3}	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数 ^{※4}
①製造業	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑧その他	3億円以下	300人以下

※3 業種は直近の決算書で最も売上の大きい部門により判断します。（例：前期決算において製造部門よりもサービス部門の売上が大きい場合にはサービス業として判定します）

※4 常時使用する従業員の数は事業者としての全体の数字です。事業場（支社、工場等）のものではありません。（例：処理対象物を保管する工場の常時使用従業員数が基準の数以下であっても、本社及び他の工場等の従業員数の合計が基準の数を上回っていれば対象外となります）

・中小企業団体等 下記の表に定められる中小企業団体等

表2

中小企業団体の基準	
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）	特別の法律によって設立された組合又はその連合会（農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区等）

2. 法人（会社、中小企業団体等を除く）

- ・ 常時使用する従業員の数^{※4}が100人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員の数、表1において、主たる業種毎に定められるBの基準を満たす法人^{※5}。

※5 例えば、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人は、設立根拠法によりサービス業に該当するため、常時使用する従業員数が100人以下の法人が対象になります。

3. 個人

- ・ 解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を継承して保管している個人
- ・ 何らかの理由で軽減対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・ 破産者（破産管財人）

分析費の助成について

●助成対象経費

低濃度PCBに汚染されているおそれのある電気機器（高濃度PCB及び安定器を除く。）に使用されている絶縁油が低濃度PCBであるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析^{※6}に要する経費。

※6 告示で示された検定方法や環境省が監修するマニュアル・ガイドラインに基づくものに限る。
(消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。)

●助成金の額及び限度額

助成対象経費の2分の1の額^{※7}。なお、1検体あたり10,000円を限度額とする。

※7 その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。

処理費の助成について

●助成対象経費

- 収集・運搬（積込み・積下しを含む）に要する経費
- 漏えい防止措置に要する経費
- 処分に要する経費

(消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。)

●助成金の額及び限度額

助成対象経費の2分の1の額^{※8}。

なお、「収集・運搬（積込み・積下しを含む）に要する経費」及び「漏えい防止措置に要する経費」の助成金は表3に掲げる額を限度額とし、「処分に要する経費」の助成金は、表4に掲げる標準処分単価により算出された額又は申請者が申請してきた額のいずれか低い方の額の2分の1の額を限度額とする。

※8 その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額

表3

種類		限度額
収集・運搬（積込み・積下しを含む） ^{※9}	低濃度 PCB 汚染廃電気機器	192,500 円/台
	小型機器・その他（ドラム缶）	75,000 円/缶
	小型機器・その他（ペール缶）	73,500 円/缶
漏えい防止措置 ^{※10}		50,000 円/台・式

※9 低濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、その種類ごとの額を合計した額を助成限度額とする。

※10 漏えい防止措置が必要な低濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、そのそれぞれに対し助成限度額を適用するものとする。

表4

種類	標準処分単価
低濃度 PCB 汚染廃電気機器 ^{※11}	1,000 円 /kg
低濃度 PCB 含有廃油	200 円 /kg
その他汚染物 ^{※12}	900 円 /kg

※11 変圧器、コンデンサー、開閉器、遮断器、リアクトル等。

※12 ドラム缶又はペール缶に収納された汚染物。ウエス、塗膜くず等。

★PCB処理でお困りの方へ★

PCB廃棄物を処理したいが業者が決まらずお困りの方、運搬方法のご提案から処分先の選定まで、当協会が丁寧にご対応いたします。お問い合わせは、下記の協会事務局又はお近くの会員企業へご連絡ください。

【問合せ先】 一般社団法人 日本 PCB 全量廃棄促進協会 (JPTA) Tel : 03-6206-9552

〒101-0047 東京都千代田区内神田二丁目11番6号喜助内神田ビル7階
FAX : 03-6206-0534 E-mail : info@pcb.or.jp HP : http://www.pcb.or.jp/



土砂等の搬入には届出が必要です!

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例

栃木県では、外部から搬入した土砂等により3,000㎡以上^{*}の面積の埋立て等を行う場合、「土砂条例」に基づく届出が必要になります。その届出をして行う事業を「特定事業」と言います。

土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するため、土砂条例の規定に従って適正な埋立て、盛土、堆積を行うようお願いします。

※3,000㎡未満の場合、市町土砂条例の手続きが必要となる場合があります。



以下の義務があります!

埋立て等に使用する土砂等は「安全基準」を満たす必要があります

鉛、砒素などの有害物質が含まれていないかを確認!

土砂等を搬入する14日前までに知事への「届出」が必要です

土砂を3,000㎡以上の範囲に埋立て等をする場合

定期的に水質検査等を実施する必要があります

6か月ごと(一時堆積事業は3か月ごと)

事業場の見やすい場所に標識を掲示する必要があります

安全基準に合わない土砂の埋立ては禁止されています

違反した場合は撤去命令・罰則あり!

(最大で1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金)



注意点

▶ 改良土の取扱い

建設汚泥を処理した改良土を埋め立てる等の行為は、廃棄物処理法に抵触する可能性があります。改良土を搬入する場合、事前に管轄する環境森林(管理)事務所に相談してください。

▶ 他法令の手続き

土砂等の搬入の手続きの前に盛土規制法や森林法等の他法令の手続きもご確認ください。

お問い合わせ窓口

特定事業の手続きや土砂等の搬入についてのご相談は以下の連絡先をお願いします。県のHPも御覧下さい。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/dosha/doshajourei.html>



名称	住所・電話番号	担当区域
県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市
県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町、上三川町
県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市本町 2-2828-4 TEL 0287-22-2277	矢板市、那須塩原市、さくら市、 那須烏山市、塩谷町、高根沢 町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生 町、野木町
資源循環推進課 審査指導班	〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 TEL 028-623-3154	

県条例を適用しない区域の 問い合わせ先

担当区域にない市(宇都宮市、日光市、大田原市)は県土砂条例の適用を除外しております。

各市の担当課に直接問い合わせをしてください。

名称	住所・電話番号	担当区域
宇都宮市 環境部廃棄物政策課	〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5 TEL 028-632-2928	宇都宮市
日光市 市民生活部生活安全課	〒321-1292 日光市今市本町 1 TEL 0288-21-5112	日光市
大田原市 市民生活部生活環境課	〒324-8641 大田原市本町 1-4-1 TEL 0287-23-8775	大田原市

[令和8年度] 栃木県

サーキュラーエコノミー型ビジネスモデル 構築支援事業補助金

資源の循環利用と県内産業の成長のため、動静脈企業等が連携して取り組むサーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの構築を支援します！

※サーキュラーエコノミー：廃棄物の発生を最小限に抑え、資源を効率的かつ循環的に利用する経済システム



【募集期間】

令和8年**4月20**日(月)～**5月27**日(水) ※予定

制度概要

1. 補助対象事業

県内のサーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの創出に係る事業であって、新規に取り組むリーディングモデルとなる先進的な事業 など
※補助事業の完了後3年以内に県内で事業化を目指す事業であることが要件

2. 補助対象者

取組を行う企業グループのうち、県内に事業所を有する中小企業であって、代表となって事業に取り組む者

3. 補助事業内容

補助率：**3分の2**、補助上限額：**750万円**

事業期間：交付決定日から令和9年2月末まで

4. 補助対象経費

- 材料費(原材料費)
- 労務費(人件費)
- 事業経費(委託費、技術指導費、賃借料、運搬費、販路開拓費、機械装置・工具器具、その他経費)

採択件数

4 件程度

【問合せ先】

栃木県 環境森林部 資源循環推進課

電話：028-623-3228

URL：http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/circuler_business.html



栃木県内のまつり・イベント情報（5月～6月）



日時	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
5月9日(土)～5月31日(日)	井頭公園ローズフェスタ2026	真岡市	井頭公園バラ園(真岡市下籠谷99)	井頭公園管理事務所	0285-83-3121
5月9日(土)～5月31日(日)	ローズフェスタ	栃木市	とちぎ花センター(栃木市岩舟町下津原1612)	とちぎ花センター	0282-55-5775
5月上旬～6月上旬 9:00～18:00 ※ライトアップ開催時は20:30まで営業 ■ライトアップ期間(予定) 5月上旬～5月24日(日) 5月29日(金)～5月31日(日)	あしかがフラワーパーク「春のバラまつり」	足利市	あしかがフラワーパーク(足利市迫間町607)	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
5月11日(月)～5月31日(日) ※火曜日休園 9:00～17:00(受付:16:00まで)	昭和100年特別企画 日光田母沢御用邸記念公園「謁見所室内特別公開」	日光市	日光田母沢御用邸記念公園(日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	0288-53-6767
5月12日(火)～5月31日(日)	アジサイ展 紫陽花巡礼～和の彩りを歩く旅～	栃木市	とちぎ花センター とちはなちゃんドーム 第1企画展示室(栃木市岩舟町下津原1612)	とちぎ花センター	0282-55-5775
5月15日(金)11:00～(予定) ※湯立神事は11:30頃～	湯立(ゆだて)神事	日光市	清瀧神社(日光市清瀧1-626-26)	清瀧神社	0288-54-0221
5月17日(日)9:00～9:15頃まで	延年の舞	日光市	日光山輪王寺(日光市山内2300)	日光山輪王寺	0288-54-0531
5月17日(日)～18日(月) ■5月17日(日) 幣帛料奉獻・流鏝馬神事・宵成祭 流鏝馬:13:30～14:30[表参道(山内)] ■5月18日(月) 百物揃千人武者行列(神輿渡御祭) 神輿渡御祭:11:00～11:40 [二荒山神社～御旅所] 御旅所祭:12:00～12:40[御旅所] 還御:13:00～13:30[御旅所～東照宮]	日光東照宮春季例大祭	日光市	日光東照宮(日光市山内2301)	日光東照宮	0288-54-0560
5月23日(土) ■神事:8:00頃～ ■参進:神事終了後9:00頃～ ■田植え:10:00～11:00頃	おお杉御田植祭(おたうえさい)	日光市	森友瀧尾神社(日光市森友995)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
5月23日(土)9:25～14:25(バスの乗車時間を含む)	まばゆい緑に包まれる! 奥日光・新緑トレッキング	日光市	赤沼自然情報センター(集合)	栃木県立日光自然博物館	0288-55-0880
5月23日(土)12:00～ ※花火打上げは19:30～[予定]	鹿沼さつき祭り協賛「さつきグルメフェア&花火」	鹿沼市	黒川河畔(朝日橋付近)	鹿沼市観光交流課 鹿沼商工会議所 粟野商工会	0289-63-2188 0289-65-1111 0289-85-2281
5月23日(土)～6月1日(月)9:00～17:00(最終入場15:30)	第55回鹿沼さつき祭り	鹿沼市	鹿沼市花木センター(栃木県鹿沼市茂呂2002-1)	鹿沼市花木センター	0289-76-2310
5月25日(月)9:30～14:30	湯導管の道を歩く	日光市	赤沼自然情報センター(集合)	栃木県立日光自然博物館	0288-55-0880
5月25日(月)10:30～	滝尾(たきのお)稲荷神社講社大祭	日光市	滝尾稲荷神社(日光市山内)	日光二荒山神社	0288-54-0535
5月28日(木)11:00～ ※荒天の際は変更あり	荒沢不動尊護摩供養(あらさわふどうそんごまくよう)	日光市	裏見ノ滝(日光市丹勢)	日光興雲律院	0288-54-0260
5月30日(土) 開場18:00 打上開始19:30(20分間)	鹿沼さつき祭り協賛「鹿沼を彩る一尺玉! 2026」	鹿沼市	鹿沼72カントリークラブ(鹿沼市楡木町1475)	鹿沼72カントリークラブ	0289-75-2111
5月30日(土)・5月31日(日)・6月6日(土)・6月7日(日) 8:00～15:00(約20分間隔でピストン運行予定)	八方ヶ原「つつじパーク&バスライド」無料運行	矢板市	【運行ルート】山の駅たかはら⇄大間々駐車場	(一社)矢板市観光協会	0287-47-4252
5月31日(日) ■公民館前でのお囃子演奏:11:00頃～ ■地区の練り歩き:13:00頃～	大杉様の村回り	日光市	吉沢(きちさわ)地区(吉沢公民館)(日光市平ヶ崎439)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
5月31日(日)14:30～20:00 ※雨天・荒天中止	第38回那須御神火祭	那須町	殺生石(那須郡那須町湯本)	(一社)那須町観光協会	0287-76-2619

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 一 許可証の変更等について

協会の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

一 編集後記

大規模山林火災が鎮圧したばかりの岩手県大槌町で、4日後に再び山林火災が発生しました。今度は早期鎮圧になることを祈るばかりです。

林野庁によると、ここ数年の平均で、山林火災は年間約1,200件発生し、焼損面積は約800ヘクタール（ちなみに東京ディズニーランドの面積が約50ヘクタール）になり、これを1日あたりにすると、全国で毎日3件の山火が発生し、2ヘクタールの森林が燃えている計算になるそうです。

山火の原因のほとんどがタバコやキャンプの火の不始末と言われていています。気候変動の影響で山林の乾燥も進んでいるかもしれません。十分注意しましょう。

一 事務局だより

☆ 4月9日（木）

新年度の挨拶のため、菊池会長、神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事、野中常務理事兼事務局長、若月理事、佐久間理事が、栃木県環境森林部及び宇都宮市環境部に訪問しました。

三役会が栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事、野中常務理事兼事務局長が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 4月14日（火）

令和7年度協会事業執行状況及び会計監査が栃木県立美術館普及分館において行われ、茂垣・手塚両監事による監査を受けました。

☆ 4月15日（水）

公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会が、東京都千代田区のホテルルポール麹町において開催され、菊池会長、神山・加藤副会長、野中常務理事兼事務局長が出席しました。

☆ 4月27日（月）

栃木県建設産業団体連合会常任理事会・理事会合同会議が、宇都宮市の栃木県建設産業会館において開催され、神山副会長が出席しました。